



一宮市保健所

感染経路

空気・飛沫・接触感染

潜伏期 10日～12日(最大21日)

届出に必要な臨床症状

ア 麻疹に特徴的な発疹

イ 発熱

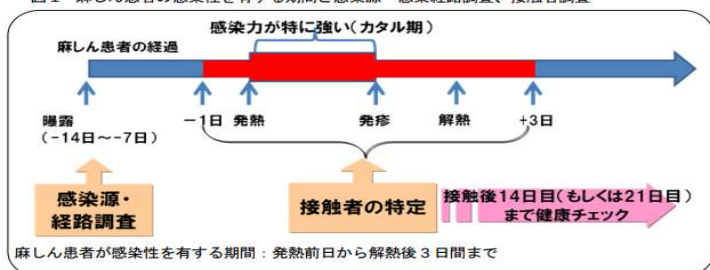
ウ 咳、鼻汁、結膜充血などカタル症状、

コプリック斑



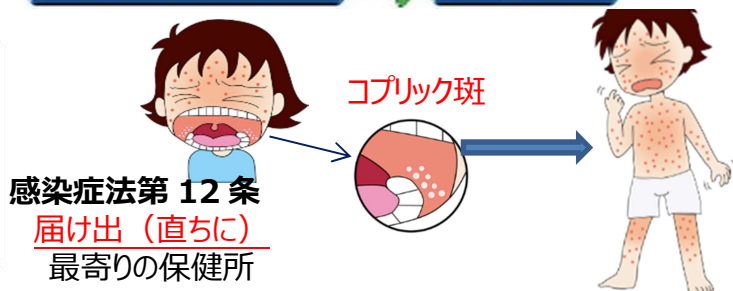
藤井良知、西村忠史、中村健：小児感染症学、第1版、南山堂、東京、1985、pp.14より改変

図1 麻疹患者の感染性を有する期間と感染源・感染経路調査、接触者調査



免疫機能低下状態が数週間にわたって続く

麻疹であることに気づかずに行動 → 感染を広げる



届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭拭い液、血液、 髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出 (IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	血清

注：IgM抗体の感度は、検体採取のタイミング、ワクチン接種歴、検査法によって異なる。
ワクチン接種歴がある場合にはIgM抗体が検出されない、もしくは検出されても一時的な可能性がある。

届出基準

届出のために必要な要件

ア 麻疹(検査診断例)

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断いずれかを満たすもの。

イ 麻疹(臨床診断例)

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの

→ 保健所へ相談(背景→・海外渡航歴・感染した人が周囲にいないか?)

・罹患歴・ワクチン接種歴等)

ウ 修飾麻疹(検査診断例)

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

【感染を広げないための注意事項】

- ・受診前は車で待機
- ・医療機関内には入れない
- ・院内で診察等必要な場合
関わる職員について
→ 抗体価がある、または罹患歴がある人



検体採取について

**原則：咽頭拭い液、血液、尿の
3 検体採取**

・採取用の資材が医療機関にある場合は、
医療機関で 3 検体を採取

・**ない場合**は、保健所が容器を持参する

1.採取方法

① 咽頭拭い液（市民 HP・西 HP は専用容器）

その他医療機関は、未開封のスピッツに
生理食塩水 3 ml 入れて綿棒を浸しておく

② 血液



(ア) EDTA-2K 入り（真空採血 2mL）

(イ) EDTA-Na 入り（真空採血 2mL）

③ 尿 未開封のスピッツに 10～20mL

※ 保健所の検体回収に時間を要する場合は、
冷蔵で保存をお願いします

麻しん疑う患者来院

医療機関
患者を麻しん疑い

※検体採取まで自宅
に帰らず車で待機

保健所へ相談
接触歴等確認

診断確定 発生届提出
様式：「麻しん発生届」厚生労働省で検索

保健所が疫学調査実施
検体回収・調査

麻しん以外の疾患

保健所が調査する内容

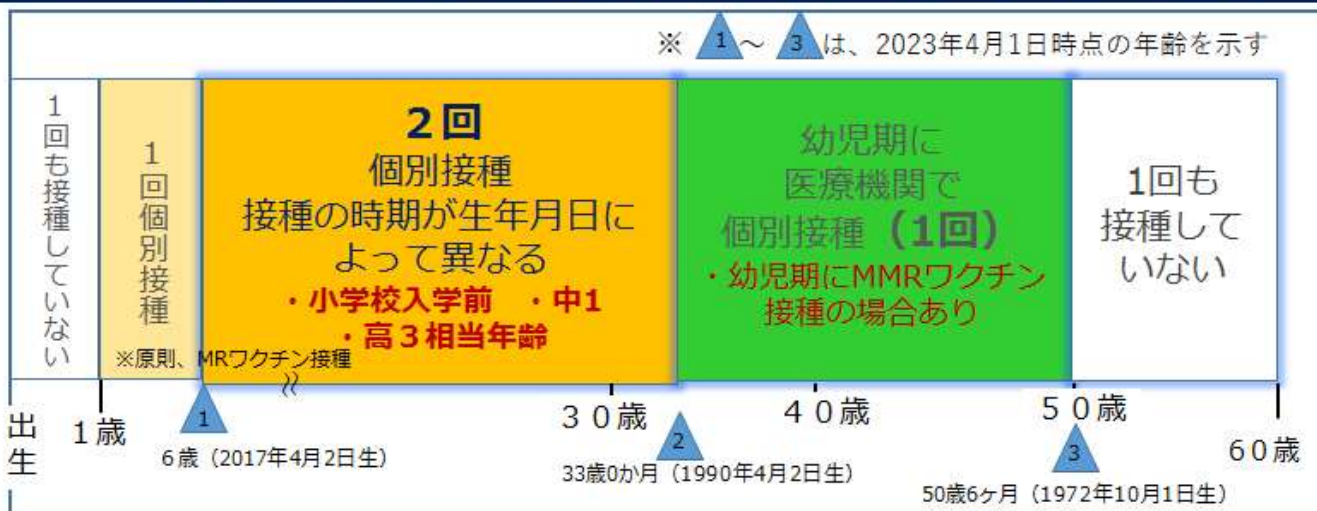
- ・潜伏期間を考慮し、医療機関内における
患者との濃厚接触者の確認する

例) 診察を院内でした場合は、医師、看護師、
受診患者で接触があった方のワクチン
接種歴・罹患歴のリスト化

学校保健安全法第 18 条

学校感染症（第 2 種） 登校（園）基準
解熱した後 3 日を経過するまで出席停止

1978年に始まった麻しんワクチンの定期接種状況



※特例措置：2008（平成20）年より5年間、中学1年相当、高校3年相当の年代に2回目の麻しんワクチン接種を受ける機会を設けた